



特許審査の新しいステージにむけて

特許審査第三部長 小柳 正之

特許庁に入庁して以来約30年になります。これまで、幸運なことに、いろいろなポジションで仕事をさせていただきました。今回、特許懇話会への寄稿依頼を受けたことを契機として、過去を振り返りつつ、今後の特許庁、特に、特許審査に求められることについて、私の考えをまとめてみたいと思います。

1. はじめに

今年で127年目を迎えた特許制度ですが、特許をはじめとする知的財産が我が国の産業政策のメインストリームに顔を出すようになったのは、特許庁長官の私的懇談会である「21世紀の知的財産権を考える懇談会」が1997年4月に8つの提言をとりまとめるなどした、1990年代後半になってからでした。そのような動きが出てきた背景には、1980年代に米国を追い抜き世界のフロントランナーになったかに見えた我が国が、東アジア諸国の追い上げ、バブル景気の崩壊などがあり、国際的な産業競争力を急速に失っていく中で、いかに産業競争力の維持・拡大を図るかという課題を克服するために、知的財産に脚光が当てられた面があるということが出来ます。この点は、後述するように、米国が国際的な産業競争力を回復するために、1980年以降に採用した政策が参考になっています。

それから今日までの15年間において、知的財産立国の実現に向けて、特許庁の果たしてきた役割は大なるものがありますが、我が国の置かれた国際的な環境も大きく変化してきています。上述した米国の政策を概観する意味でも、少し時代をさかのぼって、私が特許庁に入庁した1980年代から話をはじめたてみたいと思います。

2. 特許を巡る日米摩擦

1980年代の世界貿易は、全世界的には拡大傾向にあり

ましたが、米国については、日本からのハイテク製品の対米輸出の急増などもあり、貿易赤字が拡大し、ハイテク製品の国際競争力の低下も問題となっていました。また、特許の分野でも米国企業の相対的位置が低下することとなり、米国からの日本に対する風当たりはどんどん強くなってきました。こうした中で、米国はハイテク分野の国際競争力の回復のために、プロパテント政策の推進を打ち出し、ハイテク分野での日米特許紛争が頻発するようになりました。

日米政府間においても、1989年、日米貿易委員会に知的財産作業部会が設置され、貿易の側面から日本の特許制度が議論されました。その後、日米構造協議、日米包括経済協議とフォーラムは変遷しましたが、日米間で特許制度を巡り、それぞれの改善を巡り交渉が行われました。その間、一貫して、日本の特許審査の遅延が問題視されました。

米国の対日強硬路線は、ハイテク製品の輸入拡大による貿易赤字の拡大に危機感をもったレーガン政権が、ハイテク分野の国際競争力を回復させるために、米国の通商政策に知的財産分野を明確に位置づけた結果ということがいえます。

また、レーガン政権が打ち出した二つの政策（ドル高是正・円高誘導のための国際金融政策と知的財産をビルトインした通商政策）をはじめとして、レーガノミクスに基づく改革を実現した米国は財政構造を好転させ、景気上昇を享受することになります。ただし、結果としてみれば、当初目論んでいた米国の製造業の国際競争力の回復というよりは、金融工学の発達とIT分野の革新によるところが大きであったといわれています。

一方、1980年代に世界のフロントランナーになったかにみえた我が国は、1990年代に入ると、東アジア諸国の追い上げ、バブル景気の崩壊などにより、急速に国際的な産業競争力を低下させ、失われた10年（いまや失われた20年ともいわれています）といわれる時代に突入したの

でした。そのような時代背景のなかで、我が国の国際的な産業競争力を回復させるための方策として知的財産権が着目されたのでした。

また、米国が通商政策に知的財産分野を明確に位置づけ、バイ及びマルチの国際交渉に臨んでくるようになると、知的財産分野のグローバル化も急速に進展して来るようになりました。

3. 知的財産分野のグローバル化

現在においても、グローバル化はキーワードとなっていますが、我が国において、知的財産分野のグローバル化が意識されるようになったのは、1980年代以降になってからだと思います。これは、経済のグローバル化により、ヒト・モノ・カネの国境を越える移動が増大し、世界各国の相互依存関係があらゆる分野で深化するようになったという背景があると思います。因みに、私が特許庁に入庁した1983年4月時点では、特許庁総務部に国際協力官というポストはあったものの（国際協力官のポストが設置されたのは1980年です）、国際課という組織はありませんでした（国際課が設置されたのは1986年です）。日米欧の三極特許庁長官会合の第1回が開催されたのも1983年です。もちろん、それ以前にも、世界知的所有権機関（WIPO）において、パリ条約改正の交渉などが行われていましたが、知的財産分野のグローバル化としては強く意識されていなかったと思います。

知的財産分野のグローバル化に関しては、1986年9月に開催されたGATTのウルグアイ・ラウンド交渉において、知的財産権が交渉項目の一つとなったことが、特に大きな影響を与えたといえます。GATTのウルグアイ・ラウンド交渉では、米国と欧州の農業問題をはじめとして、様々な深刻な各国の対立がありましたが、個別事項ではなくパッケージで議論が行われた結果、交渉参加国の間で妥協が成立し、1993年、WTO協定が採択され、知的財産分野ではTRIPS協定として結実しました。その時、私は外務省経済局に特許庁から出向しており、TRIPS協定の外務省の担当官として各省との調整を行っていましたが、まとまりそうでまとまらず、まとまらないと急いでいると急速に進展する多国間交渉の難しさを、身をもって体験しました。その後、1994年秋の臨時国会でTRIPS協定を含めWTO協定の批准が行われました。1994年の夏は、TRIPS協定の審査のために、内閣法制局に通った年ということで今でも忘れられない時となっています。今年の夏も暑かったですが、1994年の夏も暑かったという記憶があります。

TRIPS協定は、経済のグローバル化に対応した知的財産に関するマルチのルールであり、大きな意味があるものといえます。

4. 知的財産推進計画の策定

上述した「21世紀の知的財産権を考える懇談会」報告書の後、2001年に、特許庁長官と経済産業政策局長との私的懇談会である「産業競争力と知的財産を考える研究会」が開催され、知的財産戦略の策定について、政策課題として議論されるようになりました。こうした動きは、総合科学技術会議、文部科学省などにも波及し、様々なフォーラムで知的財産について議論されるようになりました。

こうした中、2002年2月、内閣総理大臣の所信表明演説の中で知的財産の重要性について言及され、知的財産戦略会議が設置されました。知的財産戦略会議では、「知的財産戦略大綱」の策定を目指し、我が国の知的財産戦略の基本的な方向性を指し示す「知的財産戦略大綱」が決定されました。この大綱に従って、知的財産基本法が制定され、同法に基づき「知的財産戦略本部」が毎年具体的な知的財産推進計画を定めることとなりました。当時、私は、JETROニューヨークセンターに駐在しておりましたが、日本のこれら一連の動きに対しては、米国の知財関係者も大きな関心を持ち、日本の動向について、いろいろと質問されました。

2003年7月、知的財産戦略本部は初めての推進計画を決定しました。知的財産戦略大綱において定められた4つの柱、「知的財産の創造の推進」、「知的財産の保護の強化」、「知的財産の活用の促進」及び「知的財産関連人材の旺盛と国民意識の向上」に関して具体的計画が定められ、その項目数は152項目に達しました。知的財産の保護の強化に関する分野では、特許審査の迅速化に関し、審査順番待ち案件の縮減のため任期付審査官の採用方針も明らかにされました。

こうして、知的財産の具体的な政策を知的財産戦略本部で議論し、詳細なアクションプランを毎年策定する体制が整備され、今年で10年目を迎えました。

「知的財産推進計画2004」では、知的財産権の保護に関し、審査請求期間の短縮に伴う審査順番待ち件数の更なる増加が見込まれる中、特許審査を迅速化するという観点から、審査順番待ち期間について、5年後の中期目標（29か月台）、10年後の長期目標（11か月）を定めました。特許庁では、出願・審査請求に関する取組（出願取下・放棄制度の利用促進など）、特許庁の人的体制の充実（審査官・任期付審査官の十分な確保など）、審査効率の向上（先行技術調査外注の拡大、審査効率の高い外注手法への移行など）、特許審査迅速化に必要な基盤整備（必要な人材育成など）を行った結果、リーマン・ショックの影響による出願・審査請求の減少などもあり、審査順番待ち期間11か月（FA11）という長期目標の達成の見込みが立つ状況となってきました。

5. 特許審査の新しいステージ

「知的財産推進計画2004」において特許審査の迅速化についての中期目標及び長期目標を定めてから10年近く経とうとしていますが、この間に特許をはじめとする知的財産を巡る状況も大きく変わってきました。長期目標のFA11が達成可能な状況となっている中で、今後の特許審査を考える上でのポイント2つ（「グローバル化の時代への取組」と「オープン・イノベーションの時代への取組」）について考慮しつつ、特許審査の新しいステージを考えてみたいと思います。

(1) グローバル化の時代への取組

リーマン・ショック以降、日本国内の特許出願件数は減少傾向にありましたが、ここ数年は約35万件と下げ止まりの感があります。一方、日本特許庁を受理官庁とする国際特許（PCT）出願件数は増加傾向にあり、2011年は対前年比20%の増加、2012年も対前年比10%を超える伸びであり、年間4万件を超える見込みです。このことは、我が国企業活動のグローバル化の進展とともに、企業の知財活動が本格的にグローバル化の時代に入ったことを示すものであり、当面この傾向が継続するものと思われる。

PCT出願について考えるならば、何と云っても、国際調査報告書がその中核です。国際調査機関が作成した国際調査報告書が、どのくらい信頼されて他の特許庁に受け入れられるかが大きな課題です。しかしながら、2009年の日米欧三極会合で報告されているように、例えば、日本特許庁が作成した国際調査報告書についてみると、米国特許商標庁や欧州特許庁の国内審査段階で新たな文献で拒絶理由が通知される割合は60%を超えており、日本特許庁の国内審査段階でも25%程度あります。この状況は、米国特許商標庁や欧州特許庁が作成した国際調査報告書についても同様であり、これを改善していくことが必要です。

各国特許庁の審査官間の信頼性を高めることが、上述した状況を改善するために必要です。この課題の解決のために、特許審査ハイウェイ（PPH）と審査官協議を効果的に活用すべきと思います。

PPHには、世界の25の国・地域が参加しており、そのネットワークはどんどん拡大しています。PPHのスキームにおいては、最初の国・地域で特許（あるいは特許可能）と判断されたクレームに基づいて、次の国・地域にPPH申請するものですから、通常の特許出願に比較し非常に高い割合で次の国・地域でも特許が付与される結果となっています。このフレームワークは、他の国・地域の審査官がどのように実体審査をしているかについて理解する上で非常に有効なものです。現時点では、最初の国・地域における

サーチが、PPH申請がされる次の国・地域の文献を十分にサーチしきれていないなどの問題点があるものの、今後、各国の特許庁がサーチするデータベースを同等のものにするなどの改善を重ねていくことができれば、PPH申請がされる次の国・地域の特許庁でも特許が付与される割合は上昇することが期待され、PPHの魅力はさらに大きくなるものと考えます。PPHとPCTについては、すでに、PCT-PPHのフレームワークができていることから、PPHが国際調査報告書の信頼性の向上にも大きな役割を果たすと思います。

また、審査官協議については、これまでも個別案件協議を通じて、特許審査の実務・運用の調和、各国特許庁の審査官間の信頼性の醸成に寄与していますが、今後は、各国特許庁間において、他国の審査官を常駐させるなどして、リアルタイムのコミュニケーションを可能とすることにより、より深い実務・運用の調和が図れるようになることが期待されます。

上述した取組を推進することにより、国際調査報告書に対する各国特許庁の信頼性の向上を図ることができれば、PCTを利用するメリットはさらに増大し、PPHの利用促進と併せて、企業活動のグローバル化を支える重要かつ不可欠なインフラとしての地位を確立することになると思います。

(2) オープン・イノベーションの時代への取組

「オープン・イノベーション」という概念で商品開発をすすめるビジネスモデルがあることを知ったのは10年前です。外国企業の知財関係者との意見交換の際に、その企業の担当者から説明を受けました。その時は、技術分野によっては、そのような手法が、従来型の「クロズド・イノベーション」より有効に機能する場合もあるかもしれない程度の考えしか頭に浮かびませんでした。しかし、あれから10年経過した現在は、外部技術を積極的に導入し、技術開発・商品開発をすすめる「オープン・イノベーション」が多くの製造業で欠かせなくなっているといわれています。そして、自前主義ともいわれる研究開発手法である「クロズド・イノベーション」に軸足を置いてきた日本企業においても、「オープン・イノベーション」へと軸足を移していこうという動きがあるといえます。

この動きが加速化しているのは、先進国と新興国と間の相対的な技術格差が縮小しつつある中で、グローバルな企業間競争が益々激しくなると共に、ITネットワークの発達とともに情報が瞬時に世界を駆け巡るようになっていくことから、商品開発においてもスピードの重要性が益々大きくなっているからと考えられます。

「オープン・イノベーション」は外部技術を積極的に導入し、商品開発を進めるビジネスモデルですが、その外部技術の導入の方法は、企業間の連携、M & Aなどのほか、

ライバル企業の技術者のスカウトなど、多岐にわたっています。

「クローズド・イノベーション」により商品開発をすすめる場合は、自社開発技術が基本的に外部に出ないという前提ですから、新たに生み出された技術を、特許として権利化するか、ノウハウとして社内管理するかを、適宜選択することが自由にできました。しかし、「オープン・イノベーション」の時代では、自社開発技術が、いつ、いかなる時に外部に出ていくかわからないという事情があるため、特許などの知的財産権として権利化せず、ノウハウとして社内管理するという手法は、極めて危険であるといえます。すなわち、「オープン・イノベーション」の時代は、自社開発技術は特許などの知的財産権として基本的に権利化する必要がある時代といえます。

また、「オープン・イノベーション」においては、種々の技術が複合して一つの商品が生まれていくケースが今まで以上に増えてきます。そのような変化に対応するためには、どのような特許審査体制が必要となるのでしょうか。その一つの試みとして事業起点型まとめ審査の試行が行われています。一つ一つの発明を単独で審査しているといかにも容易に思えるようなものでも、一つの事業の中での技術の位置付けなどを考慮すると、一概に容易と言えないような場合も多々あると思われ、事業や商品単位でまとめて審査をする意味が出てくると考えます。実際、企業の担当者との意見交換でも、まとめて審査をやってもらいたいというニーズが予想以上に多いということを実感します。したがって、審査をする特許庁側でも複数の審査官がチームを作って審査を行うなど、従来とは異なる審査体制で審査を行うなどの方策を検討して、ユーザーニーズに応える必要があります。

産業構造審議会の知財部会でも、世界で通用する安定した権利の設定が課題として挙げられています。知的財産分野でのグローバル化が本格的に進展する現在において、特許庁の審査結果が世界で通用するとはどういうことでしょうか。それは、特許庁で特許となった発明が、他の国・地域の特許庁でも、拒絶されることなく、特許となるということですが、その際に重要なことは、その特許が不必要に減縮された特許権となっていないことです。日本のユーザーは、日本特許庁の審査の質に対する質問に対して、概ね満足しているとは言っていますが、一方で、海外に出て行くには日本の審査が厳しすぎると感じる時があるとのコメントも時々耳にします。いろいろな先行技術がある中で、出願された発明に関して、どの程度の範囲までを特許権として認めるかは非常に難しい判断が必要となりますが、不必要に限定させていないかということ、常に念頭においておくことが重要です。そうでなければ、権利は付与されたにせよ、使えない権利になりかねないからです。

そして、日本特許庁の審査結果が世界のデファクトスタンダードとして、他の国・地域でも通用するためには、審査官個々のためまぬ努力とともに、日本特許庁としての取組、すなわち、十分な先行技術調査を可能とするデータベースの整備、品質管理体制の整備、国際的な実務・運用の調和の努力などが不可欠です。

6. おわりに

特許庁の長年の懸案であった特許審査の遅延問題にもようやく目途がたってきました。これは、最近10年間の特許庁がFA11の達成を第一の目標として取り組んできた結果です。そして、PPHをはじめとして、審査の迅速化が実現しつつある過程で、国内的に、あるいは、国際的にも評価される施策をこれまで実現してきました。これからは、2013年にFA11という長期目標をまず達成し、特許審査の新しいステージにスムーズに移行することができるよう、微力ながら貢献していきたいと考えています。

1. はじめに

profile

小柳 正之 (こやなぎ まさゆき)

昭和58年4月	特許庁入庁 (審査第四部無機化学)
昭和62年4月	審査第四部審査官 (無機化学)
平成4年7月	外務省国際連合局社会協力課課長補佐
平成5年8月	外務省経済局国際機関第二課課長補佐
平成7年4月	総務部秘書課課長補佐
平成9年2月	総務部総務課課長補佐
平成10年7月	審判部審判官 (第3部門)
平成11年7月	JETRO ニューヨークセンター
平成14年7月	審判部上級審判官 (第21部門)
平成16年4月	特許審査第三部上席総括審査官 (応用有機材料)
平成18年4月	特許審査第三部審査監理官 (生命工学)
平成19年7月	総務部国際課長
平成21年7月	特許審査第三部上席審査長 (医療)
平成23年1月	特許審査第三部首席審査長 (無機化学)
平成23年7月	特許審査第一部調整課長
平成24年7月	特許審査第三部長 (現職)